令和6年度 償却資産(固定資産)申告の手引き

市税につきましては、日頃からご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。 さて、土地や家屋に固定資産税が課税されることは、すでにご存知のとおりですが、**償** 却資産についても固定資産税が課税されます。**償却資産とは土地や家屋以外で事業の用に** 供されている構築物や機械、器具、備品などの資産のことです。**償却資産を所有されてい** る方は、毎年1月1日現在所有している償却資産について申告していただくこととなって います(地方税法第383条)。

つきましては、この手引きをご参照の上、申告書等を作成いただき、期限内にご提出く ださいますようよろしくお願いいたします。

提出期限	令和6年1月31日(水) できるだけ1月19日(金)までにご提出くださるよう、ご協力お願いします。
提出先	〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号
問い合わせ先	明石市役所 資産税課 償却資産担当電話(078)918-5238(直通)

- ※ 窓口でのご申請の場合、混雑によりお待ちいただくことがあります。郵送または電子申告 (5ページをご確認ください)もご利用いただけます。是非ご利用ください。
- ※ 申告書を郵送される場合に、本人控用の申告書(受付印押印)の返送が必要な方は、 切手を貼った返信用封筒をご同封ください。
- ※ 資産の増加も減少もない場合は申告書の「18備考」欄の「1. 増減なし」に○をつけ、ご提出ください。
- ※ 申告する資産がない場合についても申告書の「18備考」欄の「2. 該当資産なし」 に○をつけ、ご提出をお願いいたします。
- ※ 個人の方は、マイナンバー(個人番号)を記入していただきますが、番号確認書類と 身元確認書類が必要です。

【ご本人が申告に来庁する場合】 次の①及び②が必要です。

- ① ご本人の番号確認書類・・・個人番号カードや通知カードなど
- ② ご本人の身元確認書類

1点で良いもの・・・写真付身分証明書(運転免許証、個人番号カードなど)

2点必要となるもの・・・各種健康保険証、年金手帳、官公署発行の各種証明書など 【郵送で提出する場合】 上記「ご本人が申告に来庁する場合」にある①及び②の写しを 添付してください。 (健康保険証の写しにおいては、記号、番号、保険者番号の箇所はマスキングしてください。)

目 次

参	考 :	1 主な業種別の償却資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
Ι	ſ	賞却資産の申告について	
	1	申告をしていただく方	. 4
	2	提出書類·····	4
	3	初めて申告される方	. 4
	4	前年度までに申告された方	
	5	令和6年1月1日現在、市内で事業をしていない方	. 5
	6	電子申告される方	. 5
Π	ſ	賞却資産のあらまし	
	1	- 賞却資産とは	. 6
	2	申告の対象となるもの	
	3	申告の対象とならないもの	. 7
	4	少額資産等の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 7
	5	償却資産の種類と主な事例	
	6	家屋の建築設備と償却資産の区分	. 8
	7	テナントの内装	. 8
	8	国税と固定資産税の取扱いの相違	. 9
	9	実地調査のお願い	. 9
1	0	固定資産(償却資産)課税台帳の閲覧	. 9
\blacksquare	信	賞却資産の評価と課税の仕組み	
	1	評価額の計算方法	
	2	税額の計算方法・免税点	I 0
	3	定率法による減価率と減価残存率	1 1
	4	非課税	1 2
	5	課税標準の特例	1 2
参	考2	2 主な償却資産の耐用年数表	1 3
IV	ſ	賞却資産申告書等の記入例	
	1	償却資産申告書(償却資産課税台帳)	
	2		l 6
	3		18
償	却資	資産のQ&A····································	2 0

参考 1 主な業種別の償却資産

	駐車場設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、広告塔、ネオンサ
各業種共通のもの	イン、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、看板、中央監 視制御装置、エアコン、パソコン、コピー機、金庫、受変電設備など
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、レジスター、自動販売機、冷蔵庫、 冷凍庫など
飲食店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、テレビ、レジスター、放送 設備、冷蔵庫、冷凍庫、カラオケセットなど
理容業、美容業	理容・美容いす、洗面設備、タオル蒸器、レジスター、サインポールなど
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備など
製パン業製 菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール 包装機など
医 院 歯科医院	各種医療機器 (ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電子血圧計、 脳波測定器、CTスキャン)、各種キャビネットなど
駐車場業	柵、照明などの電気設備、駐車装置(機械設備、ターンテーブル)など
工場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、 溶接機、貯水設備、福利厚生設備など
旅館、ホテル、バー 喫茶・軽食	ステレオ、ガスレンジ、洗濯設備、ボイラー、自動食器洗浄器、製氷機、 エレクトーンなどの楽器、ミラーボール、放送設備など
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、還元機など
印刷業	各種印刷機、活字盤鋳造機、裁断機など
建設業	ブロックケージ、トランスショッパー、ポンプ、ポータブル発電機、ブ ルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサーなど
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、レジスター、自動販売機、独立キャノピーなど
木工業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤など
鉄工業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、プレス機、せん断機など
浴場業	温水器、濾過機、ボイラー、オイルバーナー、釜、ポンプなど
食肉販売業	冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵ケース、肉切機、ミンチ機など
カラオケボックス	カラオケセット、接客用家具、照明設備など
農業	田植機、稲刈機、脱穀機、コンバイン・トラクター等の <u>大型特殊</u> 自動車 など
漁業	漁船、GPS、巻上機、いけすなど
不動産賃貸業	駐車場アスファルト舗装、コンクリート舗装、看板、門、塀、外灯、 フェンス、側溝、緑化設備(植木等)、自転車置場、ルームエアコン、 屋外給排水ガス設備、受変電設備、太陽光発電設備など

I 償却資産の申告について

1 申告をしていただく方

令和6年1月1日現在、明石市内に土地や家屋以外の事業用の償却資産を所有されている個人や法人。

また、**償却資産を所有していない場合も申告書の「18備考」欄の「2. 該当資産なし」 に○をつけ、**ご提出をお願いいたします。

2 提出書類

提出書類名	摘 要
償 却 資 産 申 告 書	2 枚複写になっています。 1 枚目の 明石市提出用 を、
(償却資産課税台帳)	必ず提出してください。
種 類 別 明 細 書	2 枚複写になっています。増加した資産を申告する場合に、
(増加資産・全資産用)	1 枚目の 明石市提出用 を提出してください。
種類別明細書(減少資産用)	2枚複写になっています。減少した資産を申告する場合に、 1枚目の明石市提出用を提出してください。

- ※ **訂正は、**訂正部分に二重線を引いてください。破損等書類が足りない場合はご連絡く ださい。改めてお送りします。
- ※ 申告書等は複写用紙を使用していますので、ボールペンで記入してください。
- ※ 申告書等の記入方法がわからない場合は、お電話いただくか、お早めに市役所西庁舎 2階の資産税課までお越しください。お越しになる場合、下記の2点をお持ちください。 ①申告書等一式 ②固定資産台帳などの減価償却資産の明細書
- ※ 自社電算等により申告される方は、<u>必ず同封の申告書(明石市提出用)を</u>添付してく ださい(所有者コードを確認する必要があるため)。

令和6年1月1日現在所有する全資産について、1行1件ずつ、評価額を計算、表示してください。また、増加資産と減少資産の明細書も添付してください。

3 初めて申告される方

- ・申告する資産がある場合 ⇒「申告書」と「種類別明細書(増加資産・全資産用)」を 提出してください。
- ・申告する資産がない場合 ⇒「申告書」のみ提出してください。
 (「18備考」欄の「2. 該当資産なし」に○をつけ、
 電話番号を記入してください。)

4 前年度までに申告された方

・資産の増加も減少もない場合 ⇒「申告書」のみ提出してください。 (「18備考」欄の「1. 増減なし」に○をつけ、 電話番号を記入してください。)

- ・資産の増加や減少がある場合 ⇒ 増加資産は「種類別明細書(増加資産・全資産用)」 に記入し、減少資産は「種類別明細書(減少資産用)」 に記入して「申告書」とあわせて提出してください。
- ※ 令和6年1月1日現在所有している資産と、同封の「償却資産種類別一覧表」(令和5年1月1日現在所有していた償却資産全部の明細)を参照の上、資産の増減を確認してください。申告もれの資産があれば、あわせて申告してください。

5 令和6年1月1日現在、市内で事業をしていない方

申告書の「18備考」欄に、記入例のように記入の上、申告書のみ提出してください。

理由	申告書「18備考」欄の記入例
倒産・廃業	「3.倒産・廃業」に○をつけ廃業等の年月日を記入。
市 外 転 出	「4. その他」に○をつけ、「○年○月○日○○市へ転出」と記入。
個人死亡・個人引継	「4. その他」に○をつけ、「○年○月○日 本人死亡につき○○○○ が資産引継ぎ」等と記入。
個人廃業・法人設立	「4. その他」に○をつけ「○年○月○日法人設立。法人名○○(株)」 等と記入。
休業	「4. その他」に○をつけ「○年○月○日休業」と記入。
市内事業所なし	「4. その他」に○をつけ「明石市内に事業所なし。登記簿上の所在 地は明石市だが○○市で営業」等と記入。

6 電子申告される方

eLTAX (エルタックス・地方税ポータルシステム) により、所定の手続きにしたがって、インターネット上から申告することができます。

eLTAX に関するお問い合わせ先

eLTAX の利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAX ホームページをご覧ください。

eLTAX ホームページ: https://www.eltax.lta.go.jp/

なお eLTAX ご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAX ホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

eLTAX ホームページの「よくあるご質問」 https://eltax.custhelp.com/

Ⅱ 償却資産のあらまし

1 償却資産とは

固定資産税が課税される償却資産とは、土地と家屋以外で、事業の用に供することができる有形減価償却資産で、その減価償却額(減価償却費)が法人税法(所得税法)の規定による所得の計算上、損金(必要な経費)に算入されるものです。

ただし、自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)の対象となる車両や、一括償却資産は除かれます。

2 申告の対象となるもの

① 耐用年数が2年以上で取得価額が10万円以上の資産

ただし、取得価額が10万円未満であっても、固定資産として計上されている資産 については申告対象

- ② 耐用年数を経過した資産で、帳簿上残存価格のみが計上されている資産であっても、 事業の用に供することができる資産
- ③ 帳簿に記録されていない、いわゆる簿外資産
- ④ 遊休・未稼働であっても、事業の用に供することができる資産
- ⑤ 減価償却を行っていない場合でも、本来、減価償却が可能な資産
- ⑥ 従業員の福利厚生の用に供されている設備、備品などの資産
- (7) 他の事業所に貸し付けている資産(いわゆるリース資産)
- ⑧ 割賦購入資産で、割賦金を完済していない場合であっても、既に事業の用に供することができる資産
- ⑨ 資産の価値を増加させるためにした修理、改良などの費用
- ⑩ **大型特殊自動車**(車両番号の分類番号が「0、00~09、000~099」「9、90~99、900~99」のもの)
- (1) テナントが自費で施工した内装や建築設備
- ② 中小企業者の少額資産の特例により損金算入した30万円未満の資産
- ※ 申告の対象となる資産は、「法人税確定申告書の別表16(1)、(2)、(減価償却資産の計算に関する明細書)」または「所得税確定申告書の減価償却の計算欄」に記載された資産から、固定資産税が課税される家屋、自動車税(種別割)および軽自動車税(種別割)が課税されるものを除いた内容とおおむね一致します。
- ※ 大型特殊自動車などの移動性償却資産、建設用機械などの可動性償却資産の、主たる 定置場が明石市の場合は、明石市に申告してください。

3 申告の対象とならないもの

- ① 一時に損金(必要な経費)に算入された、取得価額が10万円未満の資産
- ② 3年間で一括して損金(必要な経費)に算入された、取得価額が20万円未満の資産(いわゆる一括償却資産)
- ③ 自動車税 (種別割) が課税される自動車、軽自動車税 (種別割) が課税される軽自動車
- ④ 牛、馬、果樹その他の生物 (観賞用や興行用の動植物は申告対象)
- ⑤ 無形固定資産(電話加入権、特許権、実用新案権、ソフトウェアなど)
- ⑥ 家庭用にのみ使用される資産(家庭と事業で共用される資産は申告対象)
- ⑦ 十地、家屋
- ⑧ たな卸資産(商品、製品、半製品、消耗品で貯蔵中のものなど)
- ⑨ 繰延資産 (創業費、開業費など)
- ⑩ リースを受けている資産(無償譲渡される資産や、割賦販売で購入される資産は申告対象)

4 少額資産等の取扱い

少額償却資産の国税での会計処理	固定資産税での取扱い
① 10万円未満の資産のうち、一時に損金(必要な経 入されたもの	費)に算課税対象外、申告不要
② 20万円未満の資産のうち、3年で均等償却された (一括償却資産)	もの課税対象外、申告不要
③ 個別償却	課税対象、申告必要

- ※ ①②については、令和4年4月1日以降に取得した資産のうち、貸付(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供するものは、除外されます。
- ※ 国税において、中小企業者等が、取得価額30万円未満の減価償却資産を取得し、取得価額の全額を損金に算入する特例適用を受けた資産については、固定資産税においては適用されませんので申告が必要です。

5 償却資産の種類と主な事例

資産の種	類	内容
構築	物	門、塀、ドック、緑化施設、煙突、広告塔、舗装路面(駐車場の舗装も含む)、賃貸ビルなどに附加された内装と建物附属設備など
機械及び	装 置	機械式駐車場設備、太陽光発電設備、土木建設機械(ブルドーザー、 パワーショベル)、運搬設備(クレーンなど)各種産業用機械及び装置など
船	舶	客船、貨物船、モーターボート、漁船など
航 空	機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
車両及び運	『搬具	フォークリフト、ショベルローダー、コンバイン、トラクターなどの大型特殊自動車、台車など(自動車税の種別割・軽自動車税の種別割対象となる車両は申告不要です。)
工具、	器具品	取付工具、レジスター、ステレオ、ロッカー、金庫、陳列ケース、厨房用品、テレビ、冷暖房用機器、パソコン、ネオンサイン、理容・美容機器、医療機器、冷蔵庫など

6 家屋の建築設備と償却資産の区分

家屋の建築設備については、家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるものは、原則として家屋に含めて取り扱います。下の表が償却資産と家屋の一般的な区分の例示です。償却資産とするものは申告してください。ただし、償却資産とするものでも、既に家屋に含めて評価されている場合は申告の対象外です。

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
発変電設備	自家用発電設備・受変電設備など(配線などを含む)	
動力用配線配管設備	特定の生産または業務用設備	左記以外のもの
電灯照明設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト、水銀灯な どの屋外照明設備	屋内照明設備 配分電盤
電話設備	電話機、交換機などの装置・器具類	配線
インターホーン設備	インターホーン器具、マイクロホン、アンプなどの 装置・器具類	配線
電気時計設備	時計、配電盤などの装置・器具類	配線
火災通報装置	屋外の装置(配線を含む)	屋内の装置
消火装置	消火栓設備のホース・ノズル、消火器	消火栓設備 スプリンクラー
中央監視制御装置	制御装置一式(配線などを含む)	
し尿浄化槽設備	家屋と一体となっていない設備	家屋と一体となってい る設備
給湯設備	局所式給湯設備	中央式給湯設備
ガス設備 給排水設備	特定の生産または業務用設備(配管などを含む)、 屋外設備	左記以外の設備
冷暖房設備	可動式のパッケージエアコン、ルームクーラーなど	家屋と一体となってい る設備
厨房設備 洗濯設備	炊飯器、洗濯機などの顧客の求めに応じる(百貨店、 旅館、飲食店、病院など)サービス設備	サービス設備以外の設備
運搬設備	生産ライン用リフト、工場などのベルトコンベアー	エレベーター、リフト、 エスカレーター設備
店舗などの 事業用造作設備	カウンター、陳列棚、簡易間仕切りなどで容易に取 り外しのできるもの	
避雷設備、換気設備 衛生設備		設備一式
太陽光発電設備	架台に乗せて屋根に設置しているもの、家屋以外の 場所に設置しているもの	家屋に一体の建材(屋 根材等)として使用し ているパネル

7 テナントの内装

貸ビル、貸店舗などで、賃借人など家屋の所有者と異なる方(いわゆるテナント)が、自費で施工し取得した内装・建物附属設備などは、テナント側の償却資産として取り扱いますので、テナントの方から申告してください。(地方税法第343条第10項)

8 国税と固定資産税の取扱いの相違

項目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度	賦課期日(1月1日)
減価償却の方法	定率法・定額法の選択制度	定率法
前年中の新規取得資産	月割償却	評価額は半年償却(1/2)
圧縮記帳の制度	0	×
特別償却・割増償却制度 (租税特別措置法)	0	×
増加償却 (所得税、法人税)	0	0
陳腐化償却 (耐用年数の短縮)	0	0
評価額の最低限度	備忘価額1円まで	取得価額の100分の5
改良費	原則区分評価	区分評価

○····· 認められます × ···· 認められません

9 実地調査のお願い

申告書受付後、申告内容を確認するために**地方税法第354条の2**に基づく国税資料との突合のほか、**地方税法第408条**の規定に基づき、実地調査を行っていますので、ご協力をお願いします。その際、国税申告書添付書類〔減価償却資産内訳・明細書(写)、または、減価償却資産の計算書(写)〕等の提出や閲覧をお願いしています。また、調査等に伴って修正申告をしていただく場合があります。

※ 正当な理由がなく調査に協力されない場合は、**地方税法第354条**の規定により罰金 等が科されることになります。

10 固定資産(償却資産)課税台帳の閲覧

固定資産(償却資産)課税台帳の閲覧は、縦覧期間中(4月1日から第1期納期限まで)は無料です。縦覧期間以外は、1件300円です。閲覧される方の本人確認書類が必要です。また、代理人の方や法人の使者等の方が閲覧する場合は、承諾書等の代理を証する書面が必要です。なお、償却資産の一品ごとの明細表もご確認いただけます。

[※] 固定資産税での取扱いでは、圧縮記帳の制度は認められませんので、国庫補助金などで取得した 資産で取得価額を圧縮したものは、圧縮前の価額を取得価額としてください。

Ⅲ 償却資産の評価と課税の仕組み

1 評価額の計算方法

申告された資産について、取得年月、取得価額、耐用年数に応じて、次の表のとおり 1件ずつ評価額を計算します。

ただし、計算結果が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

区 分	評価額
前年中に取得された資産	取得価額× (1 - 減価率×1/2) _{※1} ※1 次ページの表中 (A)
前年前に取得された資産	前年度評価額× (1 ー減価率) _{※2} ※2 次ページの表中(B)

- ※3 「減価率×l/2」は小数点以下第3位まで
- ※4 減価率は耐用年数ごとに異なります。次ページ「3 定率法による減価率と減価残存率」をご参照ください。

2 税額の計算方法・免税点

上記 1 により算出された**評価額**が課税標準額となり、これに<mark>税率(1.4%)</mark>をかけたものが税額です。

ただし、課税標準の特例が適用される場合は、課税標準の特例により軽減される額を差し引いた額が課税標準額になります。

免税点・・・課税標準額の合計額が150万円未満の場合は、課税されません。

税額=課税標準額×税率 (1.4 / 100)

税額の計算例

< 令和5年6月取得の取得価額200万円の器具(耐用年数10年)のみ所有する場合> 令和6年度評価額 1,794,000円(200万円×0.897)=課税標準額

課税標準額に税率をかけ25,116円 (1,794,000円×1.4/100)。税額の100円未満は切り捨てられるので、25,100円が令和6年度の税額になります。

ちなみに、令和7年度は評価額1,424,436円 (1,794,000円 $\times 0.794)$ =課税標準額となり、150万円未満なので課税はありません。

ただし、他にも品目があり、その合計が150万円以上であれば課税になります。

3 定率法による減価率と減価残存率

	減価率	減価残存率				減価残存率		
耐用年数		前年中取得の もの(A)	前年前取得の もの(B)	耐用年数	減価率	前年中取得の もの(A)	前年前取得の もの(B)	
**		1 -減価率 /2	1-減価率	**		1 -減価率 /2	1 -減価率	
2	0.684	0.658	0.316	2 5	0.088	0.956	0.912	
3	0.536	0.732	0.464	26	0.085	0.957	0.915	
4	0.438	0.781	0.562	27	0.082	0.959	0.918	
5	0.369	0.815	0.631	28	0.079	0.960	0.921	
6	0.319	0.840	0.681	29	0.076	0.962	0.924	
7	0.280	0.860	0.720	3 0	0.074	0.963	0.926	
8	0.250	0.875	0.750	3 1	0.072	0.964	0.928	
9	0.226	0.887	0.774	3 2	0.069	0.965	0.931	
10	0.206	0.897	0.794	3 3	0.067	0.966	0.933	
11	0.189	0.905	0.811	3 4	0.066	0.967	0.934	
12	0.175	0.912	0.825	3 5	0.064	0.968	0.936	
13	0.162	0.919	0.838	3 6	0.062	0.969	0.938	
14	0.152	0.924	0.848	3 7	0.060	0.970	0.940	
15	0.142	0.929	0.858	38	0.059	0.970	0.941	
16	0.134	0.933	0.866	3 9	0.057	0.971	0.943	
17	0.127	0.936	0.873	4 0	0.056	0.972	0.944	
18	0.120	0.940	0.880	41	0.055	0.972	0.945	
19	0.114	0.943	0.886	42	0.053	0.973	0.947	
20	0.109	0.945	0.891	43	0.052	0.974	0.948	
21	0.104	0.948	0.896	4 4	0.051	0.974	0.949	
22	0.099	0.950	0.901	4 5	0.050	0.975	0.950	
23	0.095	0.952	0.905	5 0	0.045	0.977	0.955	
2 4	0.092	0.954	0.908	5 5	0.041	0.979	0.959	

【ご注意】

税法改正によって、計算方法等が変更になることがあります。

4 非課税

地方税法第348条等に規定する資産については、非課税となります。該当する資産を 所有されている方は、それを証明する関係書類と「固定資産税非課税申告書」を提出して ください。

(例)漁業協同組合、漁業生産組合及び漁業協同組合連合会が所有し、かつ、政令で定める漁船用燃料の貯蔵施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの。

5 課税標準の特例

地方税法第349条の3、本法附則第15条等に規定する資産については、課税標準の特例が適用され、税負担の軽減が図られます。該当する資産を所有されている方は、それを証明する関係書類と、「固定資産税課税標準の特例適用申請書」(必要な場合はご連絡下さい。)を提出してください。主なものは次のとおりです。

(一部抜粋)

	適用条項			特例が適用される施設・資産			課税率							
								第1号		蜀防止法に規定 総務省令で定め	ミする特定施設等の汚水又は廃液の るもの	処理	1 /	2
	第 2	第2号		の処理及び清掃 省令で定めるも	に関する法律に規定するごみ処理が の	施設	1 /	2						
	項	第4号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物処 理施設で総務省令で定めるもの				1/2また	は1/3						
本法附則第		第5号		法に規定する公 総務省令で定め	4/5									
	第 32 項 けた者が取得した特定事業所内保育施設の用に供する固定資						補助開始日 る年の翌年 年度分 1	年から5						
			導入計		引期間内に中小企業等経営強化法に 引した先端設備等に該当する機械及 開									
		第 45 項		賃上げの表明	設備の取得時期		適用期間	課税率						
				なし	令和5年4月1日から令和7年3月	31日	3 年間	1/2						
				あり	令和5年4月1日から令和6年3月	31日	5 年間	1/3						
	あり 令和6年4月1日から令和7年3月31日					31日	4 年間	1/3						

[※] 上記の表は令和5年度の税法改正に沿っていますが、資産の種類・取得時期によっては改正 前の税法による特例が適用される場合がありますので、ご注意ください。

参考2 主な償却資産の耐用年数表

資産種類	資 産 名 称	耐用年数	資産名称	耐用年数	資 産 名 称	耐用年数
構築物	電気設備(照明含む) 給排水衛生ガス設備 エスカレーター 工場緑化施設 アスファルト舗装路面 金属造以外の広告塔 金属造広告塔	15 15 15 7 10 10	エレベーター 金属製日除け 金属製以外の日除け 通信用光ファイバー線 露天式立体駐車設備 コンクリート舗装路面	17 15 8 10 15 15	簡易可動間仕切り 金属造打込み井戸 庭園 鉄筋コンクリート塀 ブロック塀 街路灯・ガードレール	3 10 20 30 15 10
機械及び装 置	食料品製造用設備 家具、装飾品製造用設備 デジタル印刷システム設備 印刷設備 農業用設備	1 0 1 1 4 1 0 7	漁業用設備 水産養殖用設備 自動車整備用設備 ガソリンスタンド設備 宿泊業用設備	5 5 15 8 10	飲食店業用設備 飲食料品小売業用設備 洗濯業、理容業、美容業、 浴場業用設備 機械式駐車設備 太陽光発電設備	8 9 13 10 17
船舶	モーターボート 引き船	4 1 0	漁船(20 t 未満)		木船 プラスチック・FRP船	8 5
航空機	ヘリコプター グライダー	5 5	飛行機で最大離陸重量		7 t 以下 7 t 超過130.0 t 以下	5 8
車両及び 運搬具	台 車		属製のもの D他のもの	7 4		
	治具、取付工具 金属加工用金型 切削工具 事務いす 接客業用に 接客業用器 パチススト パチススト パチスト パチスト パチスト パチスト パチスト パリコン パソコン (サーバー用) プリンター ファクシミリ		コピー機 冷凍・冷凍庫 陳列棚 (冷凍・冷蔵機付) 自動販売機 テレビ カメラ、映写機 野田品 理容・機器 音響機器 放送用設備 ガス湯機器 がス湯機器	5 6 6 5 5 5 5 5 6 6 6	消毒殺菌用機器 手術機器 レントゲン ファイシアースコーット 強利・ 強具 薬機用具 楽器 無人駐車管理装置 レジ属(手さげ以外)	4 5 6 7 8 3 5 5 5 2 0

[※] 令和6年度の税法改正により、特例の適用規定が変更されることがありますので、ご注意く ださい。

Ⅳ 償却資産申告書等の記入例

償却資産申告書(償却資産課税台帳)



- ⑧ 国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産の有無について、該当する方に○をつけてください。
 - 有の場合、「承認通知書」の写しを添付してください。
- ⑨ 税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について、該当する方に○をつけてください。有の場合、「届出書」の写しを添付してください。
- (DOI) 非課税や課税標準の特例に該当する資産の有無について、該当する方に○をつけてください。有の場合、「固定資産税非課税申告書」または「固定資産税課税標準の特例適用申請書」を提出してください。
- 12 租税特別措置法の規定による特別償却と、法人税法(所得税法)の規定による圧縮記帳の有無について、該当する方に○をつけてください。 ただし、特別償却、圧縮記帳は、償却資産の評価では認められていません。
- (13) 税務会計上の償却方法について、該当する方に○をつけてください。
- (4) 青色申告の有無について、該当する方に○をつけてください。
- ⑤ 明石市内にある事業所等資産の所在地を記入してください。 複数ある場合は、主たる所在地の番号に○をつけてください。
- 値 借用資産の有無について、該当する方に○をつけてください。 借用資産がある場合は、貸主の名称、資産名などを記入してください。
- ① 事業所用家屋の所有区分について、該当する方に○をつけてください。
- (8) 前年中に資産の異動がなかった場合は、「1. 増減なし」に○をつけてください。

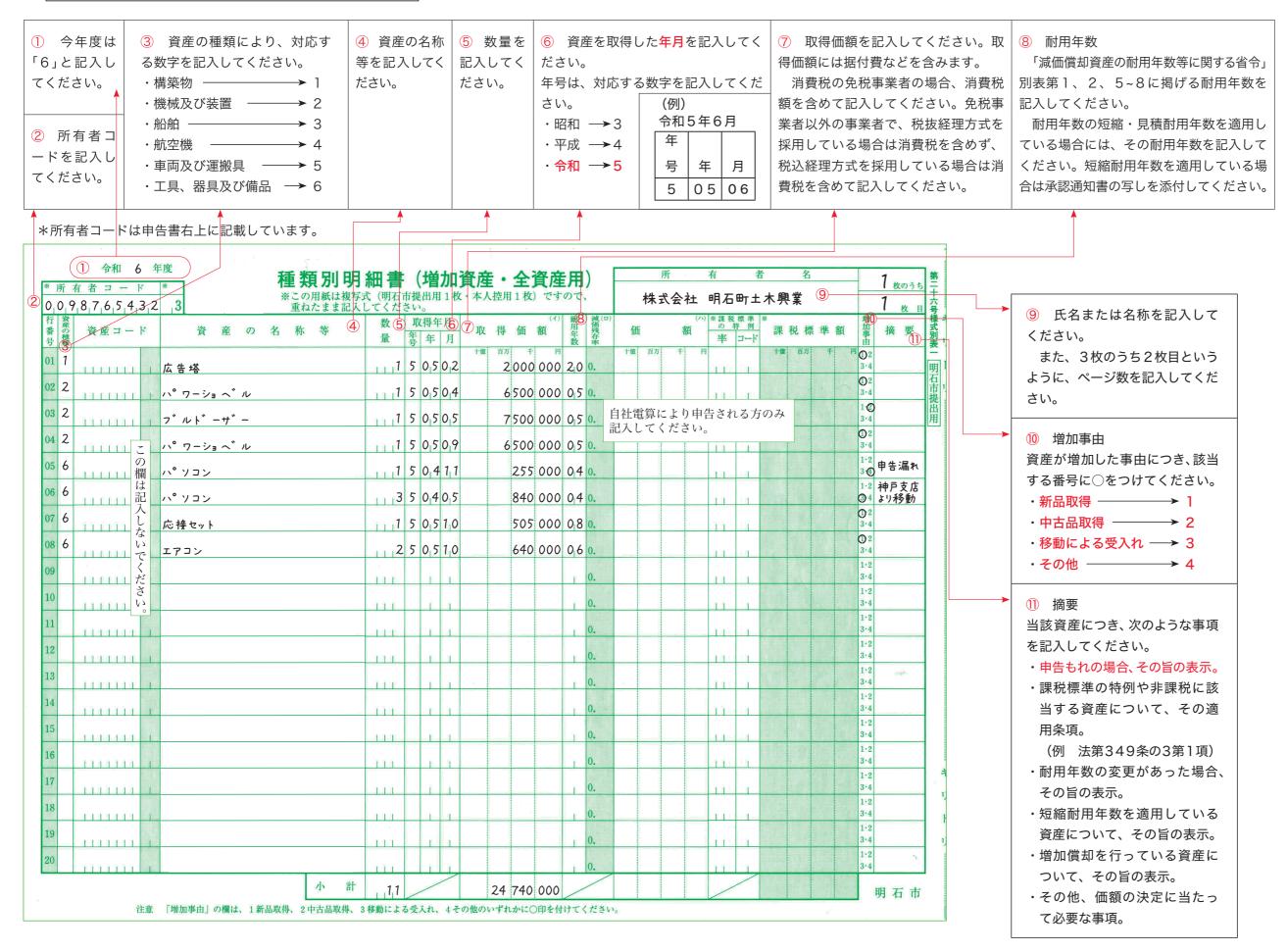
申告すべき資産がない場合は、「2. 該当資産なし」に○をつけてください。 法人の場合、決算月を「4. その他」の欄に記入してください。

倒産・廃業等の場合、「3. 倒産・廃業」に○をつけ、廃業等の年月日を記入してください。

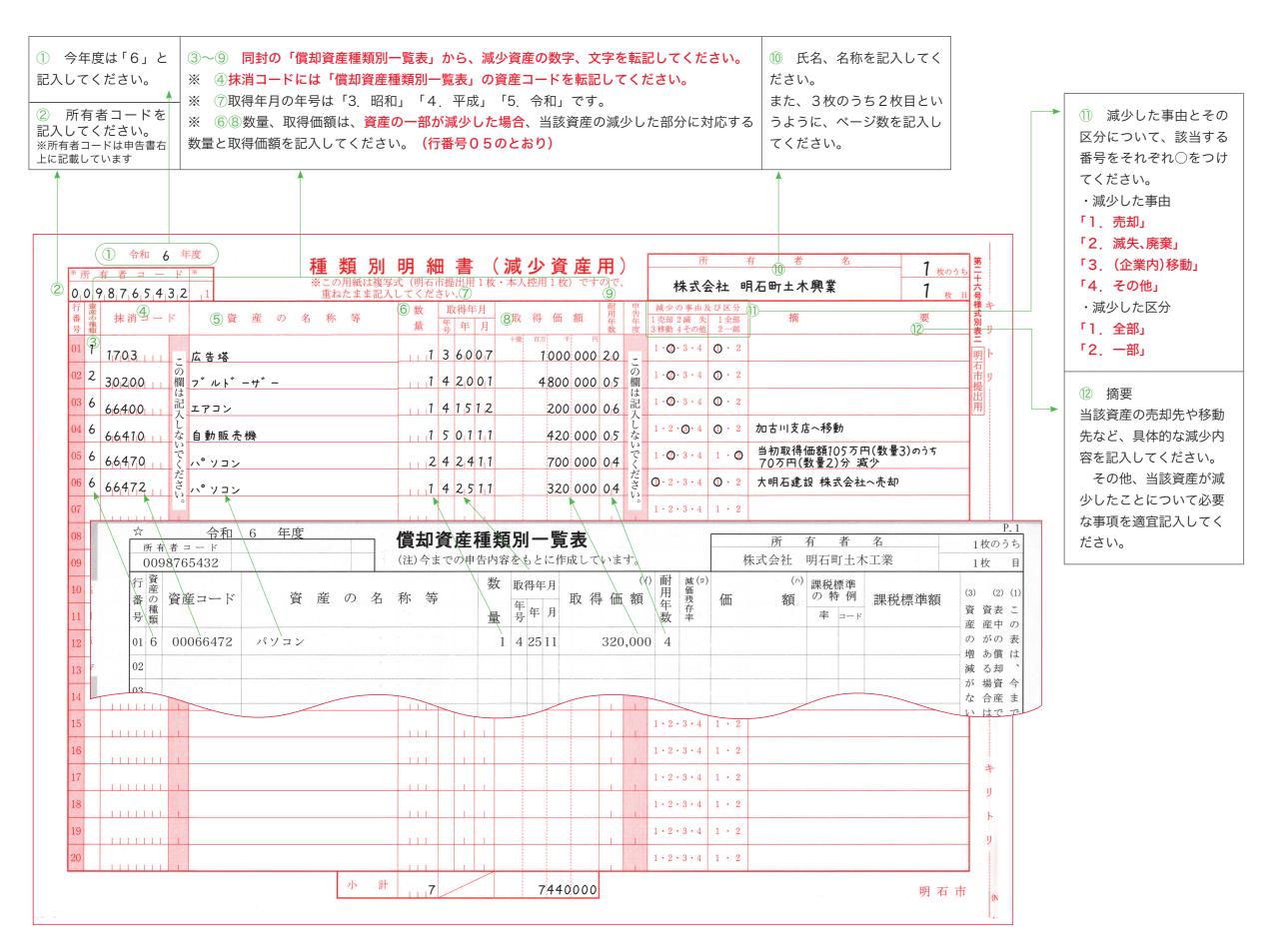
次の事項に該当する場合は、 「4. その他」 **に**○**をつけ、下記等を記入**してください。

- 1 添付書類がある場合、その書類の名称
- 2 課税標準の特例や非課税に該当する資産を所有する場合、その適用条項。
- 3 前年中に所有者の住所、氏名に異動があった場合、異動年月日と旧の住所、氏名など参考となる事項。
- 4 償却資産が災害その他の事故により、著しく損傷するなど、特別の事由により、その価額が著しく低下した場合には、その価額の低下の程度。
- 5 その他、この申告に必要な事項や、償却資産の評価の参考となる事項。

2 種類別明細書(増加資産・全資産用)



3 種類別明細書(減少資産用)



償却資産のQ&A

- Q1 当社は赤字が続いているため、当期の決算では減価償却を行いません。減価償却を行っていない資産でも申告は必要ですか?
- A 1 現実には減価償却を行っていない資産であっても、申告の対象となる償却資産であれば 申告は必要です。
- Q2 法人の決算は3月末ですが、償却資産の申告は?
- A2 償却資産の申告は決算期にかかわらず、1月1日現在の資産の状況について1月31日まで に申告することが義務づけられています。
- Q3 リース期間終了後、当社に無償譲渡されることとなっているリース資産は、当社とリース会 社のどちらが償却資産の申告を行わなければならないのでしょうか?
- A3 リース期間終了後に無償譲渡されることになっている場合は、借主である貴社が申告を行ってください。

ただし、ただ単に償却資産のリースを受けている場合は、リース会社が申告を行うことになりますので、貴社からの申告は不要です。

- Q4 申告をしない場合や、虚偽の申告をした場合はどうなりますか?
- A4 正当な事由がなく申告されなかった場合は、過料が科されることがあります(地方税法第386条)。また、虚偽の申告をされた場合は罰金刑に処されることがあります(地方税法第385条)。これらの場合、さかのぼって課税されたり、延滞金を徴収されたりすることがありますのでご注意ください。

